

「幻のヨーロッパ」?-欧州政治共同体をめぐって1952-1954 (一) -

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学政治経済研究所 公開日: 2013-11-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 川嶋, 周一 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/16213

「幻のヨーロッパ」? :

欧州政治共同体をめぐって 1952-1954 (→)

川 嶋 周 一

《論文要旨》

1952年から54年にかけて議論された欧州政治共同体の構想は、その理想的な連邦主義的共同体像に沿った設立条約の採択と、欧州政治共同体を生んだ欧州防衛共同体の衝撃的な展開の影に隠れて、統合初期における理想的な統合運動の盛り上がりというエピソードとして語られることが多い。しかし、欧州政治共同体の議論は、欧州統合の国際的な位置づけ、国境を超えた統治をいかに実現したら良いのかという統合の統治メカニズムの問題、そして50年代前半における各国が置かれた国際的国内的な政治経済的な文脈といった複合的な問題に関わるものである。本稿は、このような欧州政治共同体が持つ複合的な文脈を総合的に捉え、その議論の内容の変遷を捉えながら、欧州政治共同体がヨーロッパ統合の歴史においていかに位置づけられるのかについて論じるものである。このような欧州政治共同体の構想と交渉には、トランスナショナルな連邦主義運動、フランス、西独、イタリア、ベルギー、オランダ、イギリスといった多数のアクターが参入しており、それぞれの思惑について、可能な限り一次史料に基づき多角的に検証する。

キーワード：ヨーロッパ統合史，EU，ヨーロッパ統合，欧州政治共同体，連邦主義，トランスナショナルネットワーク

目 次

はじめに

第一節 欧州政治機関構想の登場：ヨーロッパ連邦構想から EDC 条約第 38 条へ

第二節 ヨーロッパ憲法制定の初の試み：アドホック議会の設置と「憲法

委員会」

第三節 政治統合から経済統合へ：ファン・ゼーラントの役割とペイエン・プランの登場（以上本号）

第四節 EPC に対する独仏の態度

第五節 1953 年における EPC 政府間協議

第六節 ローマ代理人会談と EPC 委員会における「共同市場」の検討
おわりに

はじめに

欧州政治共同体（European Political Community: EPC）は、幾つもの意味で忘れ去られた歴史である。EPC とは、欧州防衛共同体（European Defense Community: EDC）に付随する形で 1952 年に登場した、領域を限らない全般的な政治統合を体現する共同体構想であり、1954 年 8 月 30 日のフランス国民議会における EDC 条約の批准拒否に伴い、実現することなく消滅した。ヨーロッパ連邦主義者の唱導によって登場したこの構想は、ヨーロッパ諸国を政治的に統合し、三権分立を備えた政治機構を設立することで一つの連邦国家を成立させようとした点で、極めて野心的な試みとして知られている。その強い理想主義的な内容ゆえに、にも関わらず条約条文を兼ね備えた現実の提案として政府間交渉の俎上に上ったゆえに、ヨーロッパ統合が持っていた可能性の先端的事例として、ヨーロッパ統合の歴史を語る際に外すことはできない^①。しかし同時に、EPC が登場する契機となった EDC が持つ戦後ヨーロッパの国際政治秩序に与えたインパクトの大きさゆえ、また EDC 構想の消滅と共に消滅することになったその経緯ゆえ、EPC への語りは EDC の陰に隠れがちである。

それゆえ、EPC が持つ歴史的・同時代的なヨーロッパ国際関係と統合への射程は、先端的・理想的政治統合の可能性に触れるだけに留まる場合が多

「幻のヨーロッパ」?

い一方で、EPC の物語の後半で交渉の大半を占めた経済統合に関する研究もまた存在する。グリフィスや小島によるそのような研究は、EPC の知られざる側面を指摘しているが、他方で、政治統合の射程と経済統合の問題をどのように整合的に理解すべきかという点では不満も多い⁽²⁾。本稿は、このような二つの方向に割かれる EPC への語りを総合しつつ、これまで筆者が行ってきた 50 年代前半の農業統合構想との関わりも見据えながら（川嶋，2011）、EPC 交渉をヨーロッパ統合史の中に再び位置付けたい。これは、EPC が政治・経済・安保・価値という四つの領域にすべて連結しているというその特色ゆえに、取らざるを得ない視角である。とはいえ、EPC には極めて多くのアクターが参入しており、その様相はさながら群像劇のようである。EPC の内側だけ見ても、フランスと西独という西欧の中の大国の中では見解が割れており、イタリアは 38 条第二条を提案した張本人、オランダはバイエン提案を行い、ベルギーは困難な位置にありながらも仲介的な役割を果たそうとし、モネ（Jean Monnet）という巨大なリーダーシップが欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）に君臨しつつ、そして国家横断的トランスナショナルなネットワークとしての連邦主義者達の運動があった。その外側には、イギリスとアメリカがおり、この二国の動向もまた EPC の行く末に強い影響を与えたのである。少なく見積もって、9 近い主要アクターが EPC という舞台の上でドラマを繰り広げた。それゆえ、その複雑な群像劇をそのまま描写するだけでは不十分であろう。

具体的に本稿において EPC を再考するに当たって手がかりとするものは、まずこの EPC 構想が政治的な領域だけでなく経済的な領域をめぐっても議論されたということ、そしてこの国境を超える統合システムをどのような政治経済メカニズムによって運営しようとしたのかという点を明らかにすることである。EPC は主として 1952 年中ごろから 54 年夏にかけて議論された。EPC が切り開こうとした理想主義的で野心的な制度構想[・]だけに目を奪われ

てはいけない。なぜなら、この52年から54年にかけての時期は、西独の国際秩序への復帰による戦後ヨーロッパ秩序の成立と農業統合構想の行き詰まりの時期に相当するからである。したがってEPCを考える際には、常にその構想がどのようにその「外部」と関わるのかについて意識する必要がある。

ところでEPCに関する先行研究については、実のところ正面からこのテーマを扱った研究はそれ程多くない。EPCを主題とした単著は、スピネッリに焦点を当てたプレダ、EPC交渉をバランスよく総覧したグリフィス、連邦主義者の行動に焦点を当てたレヴェイヤールの三冊ほどしかない(Preda, 1994; Griffiths, 2003; Reveillard, 2001)。この中で特にグリフィスの研究については、全交渉参加国の未公開史料を用いてEPC交渉の全体像を明らかにした決定版である。論文についてはEPCに関連する研究は幾つかあるが、大きくまとめて三つのタイプがある。第一に、連邦主義者に焦点を当てた研究、第二にEPC交渉における各国の態度について焦点を当てたもの(EPC交渉における経済統合の検討を提案したバイエン構想に対する研究もこの範疇に収まる)、第三にEPCにおける共同市場に焦点を当てたものである。

これらの研究を纏めると以下の三点が言える。第一に、多くの研究は政府による第一次資料が公開された直後の時期に行われ、各国の対EPCへの対応をまず解明しようとするものであることである。取り分けいわゆるリエゾン・グループによる論文集に収録されたEPC交渉参加国の政策対応をまとめた諸論文は、EPCに対する各国政府の思惑を十二分に分析している。ボシュアは、プレヴァン・ブランの生みの親であるフランスがEDC否決に回った点について、同ブランの影の作成者だったモネの影響力が53年のビドー(Georges Bidault)の外相就任と共に削がれ、フランスの欧州政策が変更されたことを明らかにし(Bossuat, 1993)、キュスタースは、西独がEPCを国際舞台復帰への有用な道具として利用しようとしていたと論じ(Küsters, 1993)、ドゥムランはベルギー首相のファン・ゼーラント(Paul

van Zeeland) の統合への消極的な姿勢が EPC 交渉の失敗を招いた要因であると強調し (Dumoulin, 1993), ハリファンらはオランダが世界大の国際通商秩序のなかに EPC を位置づけながら経済統合案を構想したことを指摘した (Harryvan et al., 1993)。一次史料に基づくこれらの研究が EPC の解明に大きな貢献を行ったことは間違いない。

しかし第二に、これらの研究が想定する EPC 像は、EDC の「隠れ蓑」、西独再軍備問題の「時間稼ぎ」という否定的な位置づけで概ね一致している。本論で見ると、EPC は polemical な EDC 問題の決着を先延ばしにするための手立てに過ぎずそれゆえ少なくとも政府レベルでその実現を本気で考えていた人はいないという見解は、同時代的にも見られるものであり^③、今となっては「語られざる諸前提」なのかもしれない。EPC が EDC に付随して登場した問題であり、EDC と西独再軍備が当時のヨーロッパの安全保障秩序を決定づける最重要問題であったことは確かである。しかし本論でもみるように、EPC は多面的な構想であり、全体像を総合的にまとめたうえで統合史のなかに位置づける作業の余地はまだ残されていると思われる。すなわち、先行研究は EPC に関わっているアクター（政府的か否かを問わず）の思想や選好・態度表明については十分すぎるほどに分析しているものの、EPC そのものの分析を行っている訳ではない、ということである。

第三に、EPC とは要するに連邦主義者達によるまがうことなき統合構築の試みが実現せず終わるという点で、やはりこれも失敗の歴史である。それゆえ EPC を評価する際には、ある意味不可避免的に、成功していれば飛躍的な発展を遂げていたであろう統合の発展史観というものがこれまでは入り込むことが多かった。しかしかつて筆者がプール・ヴェール交渉の分析に指摘したように、初期統合における理想と理念は、分析の目標というよりも、むしろ手段として統合のロジックのなかにある程度組み込んだ上で統合史のなかに位置づける必要がある (川嶋, 2011)。つまり、EPC は忘れられた構

想であるが故に、EPCで構想された統合メカニズムがいかなる背景のもとで生まれ、どのような議論が行われるのかを、時系列に沿って今一度検討することになる。

本論文においてEPCを検討する視角は、EPCにおいて議論されていた欧州統合の統治メカニズムが統合史のなかでどのように位置づけられるのかという点に加え、プール・ヴェール交渉とEPCのリンケージをどう考えるのか、という点にある。先に触れた拙稿でみたように、プール・ヴェール交渉が大きく展開しつつも同時に袋小路に陥る1953年の時期に、EPCは本格化し、そしてプール・ヴェールの終焉を外堀から埋めたバイエン構想は、まさにEPCにおける構想である。本稿においても、可能な限りEPCの多面性に留意しつつも、EDCの副産物としてのEPCという側面だけを見るのではなく、プール・ヴェールとのリンケージと、EDC・EPC崩壊後に登場するローマ条約交渉の先行的経験としてのヨーロッパ交渉という側面から、EPCを再考していきたい。このようなEPCをめぐる歴史的な位置づけを再考し、EPCがヨーロッパ統合において何を切り開こうとし、何を切り開かなかったのかを明らかにすることが、本論文において果たさなければならないことである。

第一節 欧州政治機関構想の登場：

ヨーロッパ連邦構想からEDC条約第38条へ

「モンスター」の登場：欧州防衛共同体と戦後ヨーロッパ秩序をめぐる 駆け引き

EPCが登場した経緯を説明する際に、落とすことができないのはEPCがEDCと不可分な形で登場した構想であることである。それゆえ、EPCが登場した直接的起源は、EDCの議論の中に遡らなければならない。EDCとは、

「幻のヨーロッパ」？

1950年10月に西ドイツ再軍備問題を受けてフランス首相プレヴァン（René Pleven）が提唱したヨーロッパ軍構想から端を発した、朝鮮戦争の勃発に伴うソ連の脅威認識の激化に基づく西独再軍備の要請と、そして同年5月9日のシューマン・プランの発表から始まったヨーロッパ統合の進展の要請という二つの方向性を同時に解決するためにモネによって考え出された、防衛共同体構想だった（岩間，1995；遠藤編，2008: 137-40）。すなわち、ヨーロッパ各国によって提供される兵員を統合する欧州軍を作り上げ、そこに再軍備された西独を組み入れることによって、冷戦の最前線であるドイツの安全保障を確保しつつ、その統合された欧州軍を立ち上げることによって軍事的にヨーロッパを一つにするのである。西欧各国に対独恐怖心が未だ渦巻いていた時期の西独再軍備問題、近代以降のヨーロッパ国際政治において常に議論の俎上に上るドイツ問題、冷戦構造下においてヨーロッパ安全保障をどう秩序づけるかというヨーロッパ国際秩序の問題という三つの巨大な問題を、EDCはヨーロッパ統合という手段で一挙に解決しようとしたのである。

EDCはこのように、ヨーロッパにおける国際秩序を根本から塗り替える可能性を秘めた構想であると同時に、対独恐怖心が払しょくしえない中では、近隣国、特にフランスからの激しい反対を受けた。軍事統合という、それ自体極めて野心的な目標と、西独再軍備という時代的に見て国論を二分する問題に触れたEDCは、その実現にむけて多くの困難を抱えていたが、1952年5月にECSC参加国の六カ国による条約調印にまでこぎつけた。しかし提唱国フランスの国内批准をめぐる仏議会は紛糾し、最終的に1954年8月30日の国民議会において、「モンスター」と揶揄されたEDC条約は、否決されるに至る（遠藤編，2009: 285-8）。EPCをめぐる物語は、その僅かな間に起こった。

EDC条約草案を議論していた1951年12月11日の六カ国外相会議において、イタリア首相デ・ガスペリ（Alcide de Gasperi）は、超国家的なヨー

ロッパ軍を管轄するためには、民主主義的な手続確保のために、同じく超国家的な政治的組織が必要であると訴えた（遠藤編，2009: 268-70）。フランスのシューマン（Robert Schuman：シューマン宣言時には外相だったがこの時には首相）は、このデ・ガスペリの言明に賛同し、翌年6月には欧州政治機関の設立を閣議決定するまでに至る。そして上述の通り、52年5月27日に成立したEDC設立条約第38条第1項において、EDCを民主主義的に統治するための「連邦的もしくは国家連合的な構造を有した」二院制を有する権力分立を確保した機構をいずれ設立すること、同条第2項においてEDC条約発効が発効した場合、その半年以内に議会を招集し、議会は三カ月以内に答申をまとめなければならないという規定が盛り込まれた（遠藤編，2009: 270）。つまり、EDCが成立した場合、その8カ月後にはEDCを統制する二院制を備えた政治的共同体が誕生すると、六カ国政府は合意したのである。ここで規定された政治共同体こそ、EPCであった。

38条第二項の二重の起源：スピネリとシューマン

このように、直接的にはEDCの落胤として登場するEPC構想であるが、「政治共同体（Communauté politique）」もしくは「政治機関（Autorité politique）」という発想は、実際の所、戦後直後からのヨーロッパ統合構想の中核を占めるものだった。そのような統合構想は、トランスナショナル・ネットワークによって支えられたキリスト教民主主義勢力（ヌーヴェル・エキップ・アンテルナショナルおよびジュネーブサークル）、社会主義勢力（欧州合衆国に向けた社会主義者運動：MSEUE）、自由貿易主義への賛同者グループ（欧州経済協力連盟：LECE）、そして連邦主義者達によってしばしば議題に上った⁽⁴⁾。これらのヨーロッパ主義者のネットワークは、それぞれに集会や大会を重ね、そこで政治統合に向けた道筋を覚書にまとめ、各国政府に送付してはその推進を訴えていた。ヨーロッパ統合を推進するこれら

「幻のヨーロッパ」？

各国の様々な団体をまとめた組織であるヨーロッパ運動が組織した1948年のハーグ会談において、ヨーロッパ大の政治共同体の設立を訴えた政治決議が採択されたのは周知の事実であり、その翌年成立した欧州審議会は、そのような政治共同体の一つの姿だったとも言える。にもかかわらず政治共同体の設立を進める声が止まなかったのは、成立した最初のヨーロッパ共同体である欧州審議会が、本来望むべき権限も形態も有していなかったからである。それゆえ、多くの親統合推進の組織は、引き続き統合の進展を求めているのである。中でも、一貫してヨーロッパ統合の政治統合に情熱を燃やし、実際にデ・ガスペリにアイデアを伝えたのがイタリアの連邦主義者のスピネッリ (Altiero Spinelli) だった。

スピネッリは、戦後に乱立した欧州連邦主義運動のなかでも、最も純粋な連邦構築を求めた「欧州連邦主義者連盟 (Union des Fédéralistes européennes: UEF, 1946年設立)」の創設者のひとりで、精力的な活動家として知られていた⁽⁵⁾。UEFは1949年10月の大会において欧州審議会内で連邦設立協約を審議する請願書を採択しているが⁽⁶⁾、これと時を同じくして、スピネッリは一つの憲法を頂くヨーロッパ連邦の構築を現実にするための運動を開始し (Preda, 2003: 346)、翌1950年11月にストラズブルで開催されたUEF大会において、連邦的同盟協約を協議するヨーロッパ総会の設立を訴えた⁽⁷⁾。これは「ヨーロッパ連邦」のための憲法草案を作成することを意味し (Spinelli, 1989: 63)、スピネッリは自らその草案を作成に動き、51年4月18-20日にイタリアのルガーノで開催されたUEF大会において承認された (Preda, 2003: 364-7)。その後もUEFは、独伊ベルギーの代議士にヨーロッパ憲法の採択にむけて働き掛け、イタリアの親欧派議員によって、UEF草案を基礎として政府がヨーロッパ連邦構築にむけてイニシアティブを取ることがイタリア議会において議決された (Pistone, 2008: 63)。このような経緯の中で、スピネッリは7月にはデ・ガスペリに憲法草案を送付する

(Preda, 2003: 347)。そしてデ・ガスペリは51年12月の外相会談においてEDC条約の中に政治共同体の設置規定を置くことを提案したのである。

この1951年イタリアのイニシアティブが発揮された背景として、ピストーンは以下の二つの要因を指摘している (Pistone, 2008: 68)。第一に、この51年から52年の時期にかけて、欧州審議会がヨーロッパの政治的共同体としての役割を発揮できないことが最終的に明らかになったことである。プール・ヴェール交渉においては、1940年代末に、当初統合の受け皿として考えられたOEECと欧州審議会が役割を発揮できないことが明らかになったことが新しい農業統合の構想を生んだが (川嶋, 2011)、EPC構想も同様に、当初期待された欧州審議会が政治的経済的共同体として機能しなかったために、新しい統合のアリーナ創出が模索されていた。だからこそ、スピネリ経由でのデ・ガスペリの提案は、新しい統合の形態を志向するものとしてすんなりと受け入れられたのである。

第二の要因は、アメリカからの圧力だった。アイゼンハワー (Dwight Eisenhower) によるヨーロッパ軍と統合ヨーロッパ実現の要請は、取り分け英仏に強いプレッシャーとして押し掛かった。英仏とアメリカ間の合意が容易には達成できないことが明らかだったからこそ、圧力から相対的に解放されていたイタリアに、それを仲介する余地があったと言えるだろう。EPCがEDCから生まれ、そしてそのEDCがドイツ再軍備と直結する米欧間の安全保障秩序の根本に触れる問題であった以上、EPCもまた、国際政治のダイナミズムから無縁ではなかったのである。

他方で、EPC構想の登場には、もう一つの文脈が存在する。すなわち、このような連邦主義者の系譜に加え、EDCの議論の中で醸成されていった、EDCを運営するためには統括的な政治的機関が必要であるという認識である。これは、シューマンが51年9月14日のワシントンでの英米仏外相会談後に、「共通の外交政策を目的としたシューマン・プランとヨーロッパ軍を

「幻のヨーロッパ」?

一つの共通組織にまとめる」ヨーロッパ政治機関を提案する用意があることを発表したことから伺える⁽⁸⁾。シューマンによれば、これはヨーロッパ共通の軍隊を運営しようとすることから当然に生じる問題を効率的に解決するための手法だった⁽⁹⁾。ひき続きシューマンは同年10月にもヨーロッパ大の政治機構の構築が必要であると訴え、11月15日にパリで開催されたEDC関連会議で、シューマンが「欧州政治機関」の必要性について触れ、EDCにおける共通議会・資源の必要性を演説する⁽¹⁰⁾。シューマンの政治統合推進の総仕上げは、同年12月10日に開かれた欧州審議会総会におけるEDCに関する共通議会・資源の必要を訴える演説だった⁽¹¹⁾。このシューマン演説をうけ、同日、欧州審議会総会は、9月のワシントン会談声明の精神に則り欧州共同体設立の勧告を決議する。

デ・ガスペリがECSC外相会談において、EDCを統御する政治共同体の設立規定をEDC条約の中に組み込んでしまうことを提案したのは、その翌日のことであった（遠藤編，2008：268-80）。デ・ガスペリを經由したスピネッリの欧州連邦への夢と、シューマンによる欧州統合への熱意は、このように原則的に独立しつつ互いに影響を与えながら、政治共同体の設立に向けた道を整えていったのである。

イーデン・プランと「ヨーロッパ」をめぐる攻防

とはいえ、1951年から52年にかけてのこのようなEPCに向けた政治統合への道は、実のところもっと複雑である。というのも、第二節でみるように、確かにルクセンブルク決議とアドホック議会設立によってEPCの公式な物語は始まる訳であるが、それは一つの物語の終わりであったからである。終わった物語とは、欧州審議会を枠組みとする統合の模索であり、イギリスを含めた広い統合の枠組みの試みだった。

50年代初頭において政治統合を如何にして実現すべきであるかという議

論は、ヨーロッパ運動に参加するトランスナショナルな統合推進団体やシューマン、デ・ガスペリといった親統合の西欧の政治家だけでなく、実のところ、欧州審議会においても活発に行われていた。シューマンが対外的に欧州政治機関の設立意思を表明した51年9月のワシントン三カ国会議での共同声明を受けて、すぐに欧州審議会では政治共同体の設立に関する議論が始まった。同年12月10日にはUEFに所属していたドゥフェリス (Pierre de Felice) が、シューマン・プランの六カ国と欧州審議会が協働して政治連邦機関 (Autorité politique fédérale) の規約案を策定することを総会 (諮問議会: Assemblée consultative) において提案した (Rifflet, 1958: 15)。これは、六カ国の枠組みに距離を置くイギリスを政治統合の広い枠組みの中に包摂しようとする試みでもあった。しかし、この提案には当のイギリス選出議員を中心として反対意見が相次ぎ、この提案は却下される (Ibid)。このような議論に対して憤慨したスパークは、欧州審議会総会の議長を翌日11日に辞任した。このように、欧州審議会には幅広い統合に対する見解を持つ代議士が参入しており、議論の一貫性は低いのが現状だった。

ただし、石炭鉄鋼共同体の方も1951年4月に調印されているが、発効にはまだ時間がかかる模様であった。実際にECSCが業務を開始するのは翌52年8月のことである。すなわち、この51年12月という時点では、ヨーロッパ統合の大きな枠組みが石炭鉄鋼共同体の六カ国にあるのか、それとも欧州審議会の15カ国にあるのかという問題は、それほど自明なものではなく、なにより、その両者は明確に異なるものでなかった。両者の関係は、相互にアクターが乗り入れ同じ議題を話し合っているという点で、境界のはっきりしない、重なりあうものだったのである。

しかし1952年3月19日に、欧州審議会閣僚委員会においてイギリスの外相イーデン (Anthony Eden) が提案した欧州審議会改革案は、このような境界の曖昧な六カ国のヨーロッパと15カ国のヨーロッパを二つに明確に

「幻のヨーロッパ」？

分化させることに繋がるものだった。イーデンは、ヨーロッパの政治共同体の受け皿として欧州審議会を改革すること、具体的には議論される EPC を打ち立てて、その議会と欧州審議会の議会を融合させること、両機構の政府間的要素の代表である閣僚理事会の合同開催を提案した⁽¹²⁾。このイーデン・プランの作成から欧州審議会内での不採択に至る経緯、およびそこにおける英国外交認識と欧州政治共同体の関係については、細谷氏によるすぐれた研究（細谷、2005: 102-134）があるのでここでは詳細は繰り返さないが、51年12月のデ・ガスペリの提案とシューマンの受諾、52年2月のイーデン・プランの提案、そして同年7月の仏伊共同提案（次節参照）という流れは、未分離にあった欧州審議会と、石炭鉄鋼と欧州軍を同時に同じ枠組みで実現しようとする六か国の間の主導権争いの中で、以下のような展開がなされていったことを示している。すなわち、広域で政府間的な欧州審議会的なヨーロッパに対するアンチテーゼとして徐々に六か国ヨーロッパの輪郭が姿を現し始めたこと、そのような六か国の輪郭ゆえに欧州審議会の役割には限界があることがより一層明確になり、欧州審議会は六か国の政治経済統合とは異なる役割をその後求めるようになったことである。

このような意味で、イーデン・プランの失敗は、それ自体がある種の国際秩序に関する問題のセトルメントになった。政治共同体を六か国的に実現しようとした EPC と、欧州審議会を基盤として六か国を飲み込もうとしたイーデン・プラン的政治共同体という二つの像は、もはや重なりあう存在ではなく、この時点で二つの異なるベクトルを有した構想として対立していたのである。このような状況下で EPC 構想が勝利したことは、それ自体が欧州統合を深く構造化するものだったのである⁽¹³⁾。確かに、すでにスピネッリの所で確認したように、「ヨーロッパ連邦協約」の設立を議論する場を欧州審議会から独立した総会へと変更したスピネッリの考えには、当時想定された欧州審議会の役割の限界を間接的に物語っている。しかし、欧州審議会はそ

の弱さゆえにヨーロッパ統合の受け皿になりえなかったのではなく、むしろ、受け皿になる競争に敗れてしまったために、弱くなってしまったのである。

イーデン・プラン的政治共同体は、欧州審議会と ECSC を一体的に改革し新しい欧州秩序の担い手にしようとした点で、当初の連邦主義的構想だった EPC とは、方向性の異なる構想だった。イーデン・プランがどちらかと言えば、冷戦のなかのヨーロッパの位置づけにセンシティブな構想だったのに対し、EPC は冷戦を受け入れつつも、分断された内側での新しい組織化を志向していた点で、実は最初から内側に向いていた構想だったと言える。理想主義的連邦主義的方向性と冷戦の現実の受容という方向性の共存という EPC の性格は、この先、EPC 交渉に多いなる困難をもたらすことを予感させるものだった。

第二節 ヨーロッパ憲法制定の初の試み：

アドホック議会の設置と「憲法委員会」

シューマンによる EPC 構想の加速化：仏伊共同提案からルクセンブルク決議へ

1952年5月27日、パリにおいて EDC 条約の調印が行われた。この調印自体難航を極めた末に生まれたものだったが、政治共同体の物語はここから始まる。翌日に欧州審議会は総会を開き、ECSC の枠組みではなく欧州審議会の総会の枠内で、政治共同体設立条約の草案作成を行うことを求める勧告を5月30日に採択した⁽¹⁴⁾。シューマンは ECSC 枠組み内での政治共同体の設立に向けて、矢継ぎ早に動く。6月後半に仏政府は、超国家的な政治機構の設立にむけて、設立作業を ECSC 議会に委ね、そのために ECSC 議会の権限拡大に賛成することを閣議決定した⁽¹⁵⁾。政治共同体の設立に、当初考えていた欧州審議会ではなく ECSC をその枠組みとしたのは、イーデン・

「幻のヨーロッパ」？

プランへの対抗のためであった⁽¹⁶⁾。もちろん、政治共同体を閉じた共同体とはせず、英米とも連携するものと位置づけることは、政治共同体の構築が冷戦という広い文脈の中において、ヨーロッパの安全保障を担うべき欧州軍と表裏一体の存在である以上、ある種の前提条件でもあった。この時期のシューマンの政治統合に関する目的は、共同体のなかに直接普通選挙によって選出された人民共通の議会を有し、漸進的な欧州統一を可能とする機構を作り出すことにあった⁽¹⁷⁾。つまり、共同体は加盟国から主権の移譲を受け、立法府と行政府を兼ね備える形で設立されることで、加盟国ではなく共同体が欧州統合推進の正統性と主導権を持つことが重要だったのである⁽¹⁸⁾。

シューマンのこの動きにデ・ガスペリも反応し、7月23日にパリで開かれた ECSC 外相会議において、政治共同体構築にむけた仏伊共同提案がなされた。これは EDC 条約の発効を待つことなく、欧州政治共同体の設立を即急に実現するために、設立の議論を行うための「アドホック議会」をまず設立することを要求するものだった⁽¹⁹⁾。この仏伊共同提案において設立されるべき欧州政治共同体は、超国家的性格を帯びていることに加え、欧州審議会加盟国に開かれているという点で欧州審議会との連携を強く意識していた。

このような文言は、上述のような英仏間の対立を念頭に置けば、ヨーロッパ大の政治機関が政治統合の装置であるという当然の側面のみならず、そのような政治機関がどのようなヨーロッパ秩序の枠組みを形作ることになるのかという問題が、大きな争点だったことを意味していた。ヨーロッパ統合の大きな枠組みを ECSC が担うのか、欧州審議会が担うのか、それともこれから新しく設立されるヨーロッパ組織が担うのかは、我々が今後世から振り返って感じるほどには、固まった議論ではなかったのである。モネの側近のユリ（Pierre Uri）はこの7月の外相会談の直前に、政治機関の議論を ECSC の総会の場で行うべきとシューマンに対して進言したが⁽²⁰⁾、それは、

この問題とも深くかかわるものだった。

しかし ECSC 外相会談での仏伊共同提案以降、新しく設立される政治共同体の国際的位置づけをめぐる問題は、ほとんど議題として上ることはなくなった。というのも、連邦主義の影響を受けてこれ以降の政治共同体をめぐる議論は、具体的な組織設立のための手法の確立に大きなエネルギーが削がれるようになったからである。仏伊共同提案は、スピネッリ的な連邦主義とシューマン的な超国家的統合路線が、あたかも同一のものとして政府間協議のなかに登場したという点で、前述の EPC に至る二つの起源がここにおいて合流したことを意味していた。

アドホック議会の設置と「憲法委員会」

この仏伊共同提案が六カ国で合意されたのが、有名な 1952 年 9 月 10 日の ECSC 六カ国外相会談において採択された決議、いわゆるルクセンブルク決議であった。同決議によって、政治共同体の権限、統合に必要な措置、共同体の制度設計を検討するために「アドホック議会」を設置し、同機関にその検討を委任することが合意された⁽²¹⁾。

アドホック議会は直ちに招集され、暫定議会は政治共同体の具体的な設立規定を作成するため、下部委員会の設立を決定した。政治共同体の設立規定とは、要するに連邦化されたヨーロッパが抱く憲法規定であり、それゆえ、この委員会は「憲法委員会 Comité constitutionnel/Constitutional Committee」の名称がつけられた。後に西独外相となるフォン・ブレンターノ (Heinrich von Brentano) を委員長とする憲法委員会は、9 月以降集中的に協議を重ね、翌 53 年 1 月 6 日に設立条約草案をまとめるに至った。これは、最初の「ヨーロッパ憲法」の草案だったのである。つまり EPC 設立の議論は、一つの政治体を形成するための憲法を制定しなければならないという考えに強くひきずられていた。EPC 設立のために「憲法委員会」が発足

「幻のヨーロッパ」?

した事実には、この時代における連邦主義の強い影響力を見てとることができる。

基礎的経緯を押さえるならば、憲法委員会は、まず事前設立委員会と称する憲法委員会の議題全般に関する「事前議会作業部会」を組織し、全体的な問題を討議した。52年10月6-7日に開かれた憲法委員会の全体会議において、一旦事前議会作業部会は解散し、三つのワーキンググループを設立することが合意された。これは、権限配分、制度、他の国際組織との連携の三つであった。この三つのワーキンググループがそれぞれ報告書を作成し、その報告書を全体会議 (session plénière) で議論して一つの設立条約草案としてまとめていくのである。なお、この憲法委員会のメンバーには、ベルギーのドゥーース (Frenand Dehousse : 制度 WG 議長)⁽²²⁾、オランダのファンデル・フース・ファン・ナーテルス (Marius van der Goes van Naters) またフランスのテトジャン (Pierre-Henri Teitgen) といった親統合派の政治家が多数加わっているが、後に第五共和制最初の首相を務めることになる筋金入りのゴーリストだったドゥブレ (Michel Debré) が参加していたことは特筆に値する。

しかし、憲法委員会の設立が連邦主義の産物だったとしても、その議論全てが分かりやすい連邦主義に彩られていた訳ではなかった。確かに憲法委員会は、EPC の設立交渉過程全体を通して、その議論を先取りするものであった。しかしそれは、憲法委員会が EPC の政治過程の出発点に位置していたからではなく、これから論じるように、憲法委員会の議論の中ですでに、単純に連邦主義と割り切ることができない変形的なヨーロッパの共同体の組織論が登場したからである。つまり、最初の事前議会作業部会での議論が終了した10月初頭時点で、EPC 設立にあたって各国間の意見が収斂しない争点が既に明白となり、その争点は、EPC 交渉が憲法委員会の手から離れた後も、一貫して EPC 交渉のなかで問題であり続けた⁽²³⁾。とはいえ他方で、

EPC交渉が政府間交渉に移行した53年秋以降、憲法委員会では重視されなかった争点も浮き上がってくる。したがって、憲法委員会の議論はEPC交渉を正しくも規定しながらも、EPC交渉全体は、憲法委員会の議論の射程に留まらないダイナミズムを秘めていたのである。

では憲法委員会で最初から論争軸となった問題とは何だったのか。それは以下の四点に集約される。第一に、そもそも共同体の権限はどのようなものか、第二に上院の構成方法を平等性（各国からの代表数が人口の大小にかかわらず同数）とするか比例制（代表数を人口に応じて配分）とするか、第三に執行権をどのような組織が担うか、そして第四に海外領土をどうするか、であった⁽²⁴⁾。他にも各国の対立を招く問題点はあるが、それはこの四つの基本的争点を敷衍したものであった。

この四つの論点をめぐって、憲法委員会では激しく議論が繰り広げられることとなるが、それでも最も根幹的な問題として憲法委員会で議論となったのは、EPCが持ちえる権限をどこまで規定するか、という点だった。これは、EPCの権限は理論的に四つの段階に分類できるが、各国がこの四つの分類のうち、三つに分かれて対立したからである⁽²⁵⁾。

表1 EPC権限に関する基本的対立軸

ミニマリスト（仏・ル）	ECSCおよびEDCの権限のみ保有する
経済優先主義（蘭）	上記に加え最初から経済領域も包摂する
中間派	必要であれば農業等のセクターも包摂する
マキシマリスト（独伊）	一般的な権限全てを保有する

EPCに最も限定的な役割しか求めないミニマリストはフランスとルクセンブルク、経済を当然に最初から織り込むと考えるのはオランダ、EPCに大きな権限の保持を認めるマキシマリストは独伊だった。ベルギーは、ミニマリストとマキシマリストの間で躊躇していた。これから見るように、この

「幻のヨーロッパ」？

対立軸は、その後 EPC 交渉を通してほぼ一貫していた。

憲法委員会は、その名前が示すように、ヨーロッパ各国が一つの憲法を懐く共同体の設立規定を検討する委員会であった。先の争点からも分かる通り、憲法委員会において具体的に検討されていたのは、共同体全体の制度設計と権限配分、そして共同体の正統性の確保に直結する立法府の制度設計についてであった。EDC 条約 38 条 2 項に設立される共同体は権力分立が確保された二院制が導入されることが明言されているので、ここでの議論は、両院の役割分担と権限、責任そしてどのように構成・選出するかという具体的論点に沿って行われた。ここでは、この点についての異論はそれほど起こらず、下院 (Chambre des peuples) は統合された共同体の人民すべてを代表するものとされ、これに対して上院 (Sénat) は各加盟国の国民を代表するものという原則について合意された。

議論は、先に述べたように、この下院の構成方法を、加盟国の平等性を重視して、各国の代表を全て同数 (パリテ) とするか、それとも人口に比例した代議士数を割り当てるかという点をめぐって起こった。また執行権については、どのような組織が担うかという点について、これも政府間交渉以降も解決されない争点となった。具体的には、執行組織を、加盟国政府から独立した超国家的組織が担うか、それとも政府からの代表者によって構成された組織 (理事会) によって担うか、と言う争いだった。これは、EPC における超国家性の程度に関わる重要問題であった。しかし、ここではこの加盟国政府代表によって構成される「ナショナルな閣僚理事会 (Conseil des Ministres nationaux : 以下、単に閣僚理事会と略記)」の存在とその位置づけが、EPC 交渉の根深い問題で有り続けたことを指摘しておきたい。

そもそも EPC はどのような共同体か。憲法委員会は常にこの問いを発しながら議論を進めていった。それゆえ、細部では EPC が持つべき機構をどのように整え、それにどのような権限を与えることが議論されるが、根本的

には、そのような権限を EPC が持つべきかどうかという点に議論は帰着していった。EPC が ECSC・EDC に加えてどれくらい新しい権限を持つかという点については、憲法委員会の議論は、理想主義的というより現実的だった。なぜなら、憲法委員会の議論において、EPC は先行する ECSC と EDC という二つのヨーロッパ共同体を包摂する組織として設立されると規定されていると同時に、EPC の権限はこの二つの共同体が管轄する政策領域のみ及ぶという限定的解釈がなされていたこと、そしてその権限を拡張すること（すなわち EPC が新しい政策分野に乗り出すこと）には、閣僚理事会における全会一致による賛成が必要とされたからである⁽²⁶⁾。

この「権限の制限的解釈」が意味することは、EPC によって樹立されるものは、根本的に連邦国家ではないことを意味していた。なぜなら EPC は、確かに統合された軍隊を備えたヨーロッパ連邦を民主主義的にコントロールするための権限と財源とそれを可能とする超国家的な組織を身につけていたが、それ以外の政策、例えば産業・通商、文化、教育、社会政策、そして農業については、加盟国の一か国でも反対すれば何もできないからである。

憲法委員会の議論は、2002 年から 04 年までの欧州憲法制定評議会での議論がなされるまで、ヨーロッパを政治的に一つの共同体として打ち立てる「国の成り立ち方」を正面から議論した唯一の機会であり、そこでの議論はヨーロッパ統合の可能性がどのように初期に構想されていたのかを知るものとなる。この憲法委員会においては、細心の注意を払いながら、連邦 (Fédération) も国家連合 (Confédération) も用語として用いることを慎重に避けていた⁽²⁷⁾。しかし、用いられる用語はどうであれ、統治構造の意味づけにおいて、すでに EPC が簡単な連邦主義でもなければ政府間協議の場にもどちらにもならないことは、読み取ることができるまでになっていた。

この点を鋭く察知したのは、ほかならぬモネだった。モネは、提出された憲法委員会の報告書を読むや否や、閣僚理事会の権限が EPC を根本的に規

「幻のヨーロッパ」？

定することに猛反発し、憲法草案の修正をアドホック議会の本会議の場で行うことをアドホック議会メンバーのスパーク（Paul-Henri Spaak）に強く求めたのである⁽²⁸⁾。このモネの根回しが功を奏したのか、53年3月に開かれたアドホック議会総会において、権限拡大が閣僚理事会による全会一致による賛成を必要とすることと、閣僚理事会の位置づけについてこれが執行権を欧州委員会と並んで保持する規定を修正した（黒神，1981: 97-8）。3月11日、アドホック議会総会は、憲法委員会の草案をこのように修正して採択し、加盟国外相会談に実現に向けた議論を付託した。ここに、欧州政治共同体の憲法草案は成立した。ヨーロッパが一つの権力分立を備えた共同体を設立する。これは、ヨーロッパの政治統合が、間もなく現実のものになるかのように思わせるものだった。

第三節 政治統合から経済統合へ：

ファン・ゼーラントの役割とバイエン・プランの登場

「誘拐された EPC」

アドホック議会総会での EPC 設立条約草案が採択されたことは、一面では連邦主義者の勝利であり、モネ、シューマンという欧州統合推進グループとスピネッリを代表とする民間連邦主義者たちの利害が一致して生まれたものだった。しかし他方でモネの打算は、駐英フランス大使のマシグリが考えていたように、ルクセンブルク決議はモネによるイギリス抜きのヨーロッパ秩序構築のための策略でもあった（Massigli, 1978: 335-7）。「ヨーロッパ連邦」を大陸西欧諸国によって設立することとイギリスをヨーロッパ秩序構築の周辺に追いやることは、モネの中で不可分につながっていた。EPC 構想誕生のすべてをモネに帰することはできないが、3月11日に成立した EPC 草案は、モネ的な統合のスキームに則っていた。一方で EPC 構想の重要な

国際政治的意味は、イギリス抜きヨーロッパ構築によって冷戦における西ヨーロッパを担う秩序形成にあり、他方で域内における、ヨーロッパが超国家的な制度を受け継ぎその機能に民主主義的な制度をかぶせることで、より一層の統合の進展を図る。このような構図は、モネの影響を受けたものだった。

しかし1953年において、二重の意味で、EPCは当初の想定を超えた展開を遂げる。第一に、EPC草案を各政府が協議する際、恐らくモネや連邦主義者達の想定以上に、EPC草案に対して現実的な裏付けの確保と詳細な制度設計が行われるようになったことである。とりわけEPCに否定的な態度で検討にあたったのは、他ならぬフランスだった。フランスは実は52年から53年にかけて、対ヨーロッパに関して、対蹠的な方針転換を行う。この点は次節で詳述する。第二に、第一点目と関係するが、EDC・EPCという軍事・政治共同体の現実的な基盤としての経済的統合について、EPCは相当詳細な議論を積み重ねたことである。これは要するに、EPCをヨーロッパ連邦として生み出そうとしたスピネッリやモネの思惑は、むしろ相当異なる経済統合の論理に乗っ取られてしまったことを意味する。

誰がモネの生んだ果実を奪ったのか。それはベルギー外相のファン・ゼーラントととりわけオランダ外相バイエン（Johan Willem Beyen）だった。

なぜこのオランダとベルギーなのか。それは、この二国が、六カ国のなかで最も早い時期からEPCに対する政府内検討会議を立ち上げ、EPCに対して自国の利害が最大化する道を探っていたことと、なによりオランダについては同時期に進められていた農業統合に対して六カ国でもっとも熱心に追求していたことと無関係ではない。そこで、本節では、やや迂遠的にも、まずベルギーとオランダの欧州統合政策とこの52年中葉から始まった二国の欧州政策検討会議を取り上げたうえで、52年12月に発表されるオランダによる経済統合イニシアティブ、いわゆるバイエン・プランの成立について検討する。

ベルギーのヨーロッパ政策

ベルギーは、首都ブリュッセルに EU 本部があること、またアドホック議会議長にして 54 年以降は外相を務め、後にはローマ条約交渉に至る統合の「再稼働 relance」のイニシアティブを取りローマ条約草案に相当する「スパーク報告書」の起草責任者であるスパークを輩出していることから、ヨーロッパ主義の国家というイメージがあるかもしれない。ベルギーは仏独と比べれば小国であり、自国だけでは適わない対外的影響力を、ヨーロッパ共同体を通じて発揮することができるという方程式は、ベルギーにこそ相応しい。他方で、1950 年代当時、ベルギーの有力産業はワロン地域における石炭業であり、石炭鉄鋼共同体の形成は、ベルギーの国内経済に直結する問題だった。様々な意味で、ベルギーの未来とヨーロッパの未来はシンクロしていたのである。

実際ベルギーでは戦間期から数多くの連邦主義者、国際協調主義者がヨーロッパ協調を求めて活動していたばかりでなく、欧州域内での国際協調や自由貿易の推進はベルギー対外政策の基本ラインであった。ベルギー人によるヨーロッパ統合史研究は非常に分厚いものがあるが、その多くは、いかにベルギーが統合（取り分け初期）に寄与したか、という点を重視した研究である。確かに、政権交代に伴いスパークが外相に就任した 1954 年 4 月以降、ベルギーが統合に対して非常に重要な役割を發揮したのは事実である。しかし実のところ、それ以前のファン・フット (Jean Van Houtte) 内閣でのファン・ゼーラント外相下のベルギーの EPC に対する態度は、親統合とも反統合とも断ずることが難しい、ただ超国家的統合に対しては強い警戒心を抱いていた慎重派の立場を取っていた。

まず先に、第二次世界大戦後のベルギーのヨーロッパ統合政策の基本ラインを確認しておこう。戦後ベルギーの対外政策を理解する際に重要な

は、対独恐怖心の強さ、イギリスに対する期待の高さ、安全保障における NATO・アメリカ依存の三点である。第二次大戦においてナチスドイツに国土を侵攻されたベルギーは、対独安全保障を確保することが対外政策の最大の目標になった。当初ベルギーがその目的のために頼りにしたのがイギリスだった。亡命政権がロンドンにあり、戦後もベルギーを指導する亡命政権の多くは、フランスではなくイギリスを西欧の主導国と見做していた (Coolsaet, 2002: 67-68)。このような事態は、冷戦の勃発の後にアメリカ依存へと反転することになるが⁽²⁹⁾、政治的な対独警戒心は根強く、シューマン・プランの発表に対して、ベルギーは経済的なメリットを感じつつも、当時の首相はこれを一蹴しようとした (小島, 2007: 187-189; Coolsaet, 2002: 104)。

ベルギーはアフリカの海外領土 (植民地) を保持しつつもヨーロッパの枠組みによって経済的な恩恵を受けたい、という点でフランスと似ていた⁽³⁰⁾。他方で、小国としてヨーロッパ統合を活用したいという点ではオランダと似ていたが、オランダと違っていたのはその国内経済構造で、オランダのような輸出志向型ではなく、大陸欧州諸国のなかでいち早く産業革命を成功させ、強力な石炭産業が根付いていた。国内では当該産業の保護を国益保護と見做す勢力も根強く、EDC に関して、西独再軍備をライトモチーフとする点でベルギー国内では反対意見が強く (Coolsaet, 2002: 114)、その意味で、ベルギーはシューマン・プラン以降、Reluctant Europeans (乗り気のしないヨーロッパ人) だったのである。

ベルギーの「欧州検討委員会」

そのベルギーは、EDC 条約 38 条から EPC 構想が登場したのを受け、極めて迅速に政治統合に向けた検討委員会を立ち上げていた。この委員会は、1952 年 1 月に既に設立を対外的に表明していたが、実際に人選が完了して

「幻のヨーロッパ」?

委員会が設立されたのは52年6月下旬のことだった⁽³¹⁾。検討委員会の構成員は、与野党の主要政治家のみならず、学界、労働組合、銀行の人員を含む、総勢40名近い大掛かりなものであった。また、特筆すべきは、この検討委員会には、当時下野していた前首相にしてアドホック議会の議長に就任するスパークもメンバーに入っていたことである。

このベルギー政府の欧州検討委員会は、外相の下に置かれ、後述のように作業委員会において作成された報告書を土台として11月以降は全体委員会を開き、ベルギー全体としてのEPCに対する見解を明らかにすることが目的とされた。委員会の全体議長はコルニル (Léon Cornil : 破棄院検事総長)、全体報告書のラポルトゥールとしてドゥ・ラ・ヴァレ＝プサン (Etienne de la Vallée Poussin : 以降ヴァレ)⁽³²⁾ が就任した。6月26日の最初の会議が開かれた後、第二回目の7月3日の会議において四つの下部作業委員会を設け、そこで其々の主題に沿って議論を進めたうえで、最終的に全体会議を開いて委員会報告書を採択することになった。

この第二回目の会議で決定された四つの作業委員会とは以下のとおりである。第一委員会 (第一セクション) は「総論」を担当し、具体的には共同体のメンバーシップや機能について考察する。第二委員会 (第二セクション) は「権限」を担当し、設立される共同体がどのような権能を持つのか、共同体を構成する各組織が具体的にどのような権限を担うのかという点を議論する。第三委員会 (第三セクション) は「制度」を担当し、共同体組織の具体的な設計を議論する。第四委員会 (第四セクション) は「行政機構」を担当し、共同体を機能させる行政組織について議論する。各委員会には議長と報告書作成の責任者となるラポルトゥールが決められた。第一セクションは議長がデ・スクライフェル (August De Schrijver)、ラポルトゥールが後にアドホック議会憲法委員会に参加するドゥウース、第二セクションはそれぞれジョン (Robert Gillon)、カミュ (Louis Camu) およびヘイマン (Henri

Heyman：下院副議長）、第三セクションがロラン（Henri Rolin）、ヴィニ（Pierre Wigny）であった⁽³³⁾。

このような分担作業を行いながら進められたベルギーのヨーロッパ問題検討委員会は、ある種、EPC 議論の先行的アリーナだった。なぜならその議論は、民主主義的な統制を兼ね備えながらヨーロッパ大の政治共同体をいかにして構築するかというヨーロッパ連邦の政治設計という部分と、そのヨーロッパ共同体の経済的統合をいかにして実現するかという経済統合の問題の洗い出しの、二つの主要論点を軸として進んだからである。この二大論点こそ、EPC 交渉における根本的論点に他ならなかった。

このベルギーの欧州検討委員会の議論は、端的に言えば、設立される共同体においてベルギーの声を可能な限り反映させることを主張するグループと、加盟国から独立した共同体組織の設立を主張するグループ、そしてその中間に位置するグループの三つに分かれることとなる。第一の立場を代表するのはロラン、第二のものはスパーク、そして第三はヴァレだった。ファン・ゼーラントは議論を見守る立場にあったが、彼の考えは、限りなくロランに近い第三の立場だった。

この見解の対立は、特に共同体組織における執行機関をどのように設計するかという点に現れた。当初ラポルトウールのヴァレが作成した報告書草案において、執行機関は加盟国によって任命される閣僚によって構成される理事会が担うこととされた⁽³⁴⁾。欧州検討委員会では、この執行機関の設計について、加盟国によって任命される閣僚によって構成されるナショナルな閣僚理事会、欧州議会によって任命されるメンバーによって構成される欧州閣僚理事会、その両者の併存、という三つをまず考えたが、ヴァレはこのうち一番の方式を適切だと考えたのである。この考えは、その後「二重忠誠 double allégeance」と呼ばれた。すなわち、ナショナルな閣僚理事会の構成員は、出身国の議会に対して責任を負うのと同時に、理事会そのものが共

「幻のヨーロッパ」?

同体内の欧州議会に対して責任を持つことで、加盟国と共同体に双方に忠誠を誓うことを想定したのである⁽³⁵⁾。これは、執行組織の欧州大の責任と加盟国による執行機関の統制の双方を実現させようとしたものだった。

欧州検討委員会の全体会議が始まった52年11月末以降、この執行府をめぐる問題はもっとも委員会で議論されることとなる。11月29日の会議でこの方式にスパークは強く反対した。スパークは、二重忠誠では共同体に対して政府の代表が強い権限を保有するとして、共同体の議会によって任命されるヨーロッパ閣僚が加わることや、少なくとも、加盟国から任命される場合でも政府の一員ではない者（例えば議会で役職にある代議士）によって構成されることを求めた⁽³⁶⁾。12月12日の会議では、この問題に関しスパークの側に立って原案に反対する委員も登場しただけでなく、同時期に開催されていた憲法委員会において関してヨーロッパ閣僚とナショナルな閣僚の双方によって執行機関が構成される見解が登場したことも受け、ヴァレは執行機関におけるナショナルとヨーロッパの双方が連帯しながら共同体を統治することの必要性を認めた⁽³⁷⁾。つまり、執行機関が欧州代表と加盟国代表の双方によって構成されるというスパークの要求を、報告書の主要な意見として取り入れることに同意した⁽³⁸⁾。

他方でこの欧州検討委員会において、共同体はどのような権限を保有すべきであると考えられたのか。ヴァレの報告書草案では、政治機関は単にECSCとEDCの権能を引き継ぐだけでなく、それに加えて経済領域の権限を最初から有するべきだとしている⁽³⁹⁾。その理由は、ルクセンブルク決議の中の文言を引用し、欧州共同体の最終的目標は欧州大の経済的統一、すなわち広域な共同市場の形成にあるからだという。実際この欧州検討委員会の第二セクションの草案において、政治的統合を果たすためには経済的な基盤を置く必要があるとして、ヨーロッパ域内の市場統合を行うことが提案された⁽⁴⁰⁾。ただしこの草案においては、交換性回復の実現と通貨統合の実現に

力点が置かれていた。域内関税の撤廃や対外共通関税の設立に伴う市場統合についての言及もあったが、そこにおいては移行期間中の例外措置を実施するための権限を共同体機能に移譲すべきと記されているものの、必要なのは根本的利害を犯さない保障を得ることだとされた。とはいえ、ベルギーのこの時期における経済統合に対する態度は、それほど積極的ではない。このような草案が議論されていたにも関わらず、共同市場の実現に向けた詳細な議論は進まず、最終的に完成する報告書では、経済統合の必要性も権限付与も主張してはいるものの、原則的な賛成表明に留まっていた。

他方でこのベルギーの欧州検討委員会において、EPCがそもそもどのような共同体なのか、という根本的な問いについては、立ち入った議論はほとんど起こらなかった。屈指の連邦主義者のスパークやドゥウース、またヨーロッパ運動に深くコミットしていたヴァレがそろっていたにも関わらず、である。その理由は、実のところ、第一回目の委員会が開催された冒頭の演説で、ファン・ゼーラントがそのような本質的な議論には踏み込むべきでないことを強く委員に牽制していたからであり⁽⁴¹⁾、そして彼の中で今回設立される共同体の姿は最初から明白だったからである。ファン・ゼーラントは、統合の必要性も有用性も否定はせず、むしろ常に積極的に支持してはいたが、同時に共同体組織が加盟国の主権を侵害することについては非常に注意深く避けようとし、そのために、共同体の権限を限定的に規定しようとしていた。

ファン・ゼーラントはアドホック議会下の憲法委員会の議論が政府を拘束するものではないことを常に強調していた。ファン・ゼーラントの意向が強く反映されたベルギー外務省の方針は、52年11月にまとめられた覚書に既にみられる⁽⁴²⁾。この報告書は、EPCに参加する加盟国の主権は保持されるとして、EPCの成立を以って「ヨーロッパ連邦」の誕生と見なすような立場に対し明確に反対した。その上で、EPCの権能は、条約に列挙されたものだけに限定しかつ時限的なものであることが主張された。EPCの具体的

「幻のヨーロッパ」?

制度に関しては、政府覚書では、EPCは二院制であること、下院は加盟国の政府代表によって構成されること、執行府に参加する政府代表の権限は加盟国において平等であること、そしてEPCには経済的な裏付けとして共同市場の設立が伴わなければならないことが述べられた⁽⁴³⁾。

ベルギー報告書は1953年の年明けにはほぼ完成した⁽⁴⁴⁾。同報告書においては、設立される共同体が単にECSCとEDCを覆う組織でなく、少なくとも経済領域に乗り出すこと、下院はヨーロッパ全体の市民を代表し、上院は加盟国がその平等性を保ちながら代表すること、下院については選出法として普通選挙であること（単純な直接選挙制を支持せず）が主張された。とはいえ、委員会の議論で大きな対立点となった執行機関については、加盟国を代表、ヨーロッパ代表、その混合という三つのパターンを並列する形でおわっていた。他方で、制度に関して報告書で強調されるのは、共同体を円滑に機能するためには加盟国との協働が必要であるという主張である⁽⁴⁵⁾。報告書では、共同体が連邦か国家連合かということについての断定的な見解は掲載されていない。それよりも、どのような形態であり、そこに参加する国家の人格（*personalité des Etats*）は保持されること、それゆえ、「共同体は主権国家の連合体の性質を持つ」ということが明言されたのである⁽⁴⁶⁾。また、報告書にはロランの意見書が付記されていた。ロランは、欧州統合に賛成であるとしつつも、議論されている政治共同体の設立は現在の西欧の政治的・安全保障的現実と著しく乖離しており、実際には政府間的な協調を進める方向性に転換すべきであると訴える⁽⁴⁷⁾。

ファン・ゼーラントにとって、この報告書の要諦は、政治共同体の定義だった。すなわち、主権を保持する国家の連合体として共同体を考えているファン・ゼーラントにとって、これから設立する共同体は、連邦でもなければ国家連合でもなく、それ自体独特なもの *Sui generis* の形をとった「連合 Union」の考えに基づいた共同体なのであった⁽⁴⁸⁾。実際にこの報告書が他の

ECSC加盟国に提示されるのは5月のことになるが、このようなベルギー国内での相対する二つの立場を折衷したベルギーの政治検討委員会での議論は、後で見るように、EPC政府間交渉で激しく対立するフランスとオランダ間に入って交渉の仲介的な役割を發揮することになるベルギーの立場を先取りしたものだ。

この点に関連して特筆すべきは、ファン・ゼーラントの対ヨーロッパ観である。第一次世界大戦の従軍経験を持ち、復員後に渡米してプリンストン大学で経済学を修め、若干37歳でベルギー中央銀行副総裁に就任したファン・ゼーラントは、戦間期において二期首相を務め、大戦中は亡命政権に参画し、また戦後は自由主義者のヨーロッパ統合推進団体であるLECE（欧州経済協力連盟）を設立した。経済に強い関心を持つファン・ゼーラントは、自由貿易主義者であり、地域統合の実現やベルギーの対外貿易の最大化を目標とする国際協調に積極的だった⁽⁴⁹⁾。しかし戦後のファン・ゼーラントは、強い親米派にしてヨーロッパ統合に対するベルギーの主権保持を同時に重視していた。確かにヨーロッパ統合を原則的に支持するという点で、ファン・ゼーラントはヨーロッパ主義者であり、経済統合の重視という点でオランダとの共同戦線を張ることが可能になったが、最終報告書にも記されたEPCとは主権国家の集合体であるとする立場を取っていた点で、53年以降超国家的統合に距離を置き始めたフランスと似た立場にもあったのである。ファン・ゼーラントの目指したヨーロッパは、単純な連邦でもなければ、国際機構のような協議の場でもなく、より中間的で、もっとニュアンスに富んだそれ自体独自のものだった。その意味で、ファン・ゼーラントがこの時期ベルギーの外相を担ったことは、交渉の妥協範囲を広げる助けになったと言えるだろう。

バイエン構想の登場

他方で、EPCを経済統合の追求の場にした張本人こそオランダ外相のバイエンだった。彼が52年12月に提起し、その後53年の2月と5月の二度の修正版において提案されたのが、EPCにおいて経済統合を実現するための関税同盟および共同市場構想だった。なぜバイエンが共同市場構想を提出したのかについては、多くの論点が含まれる。バイエンは、52年に外相に就任したばかりだったが、彼はいつからバイエン提案に連なる構想を用意していたのだろうか。彼の構想は戦後オランダの欧州統合政策とどのような整合性を持っていたのだろうか。そして、同時期に展開されていたプール・ヴェール交渉をどのように考えながら、共同市場の計画を練ったのだろうか。

本節では、これらの問いに答えるだけの紙幅がないが、オランダの政府内のEPC検討委員会は52年7月には設置されており、そこで経済領域を中心とした検討が行われていた。助言委員会という名称のこの委員会は、外務省・経済省・法務省といった関係省庁の局長級の官僚によって構成された⁽⁵⁰⁾。しかるに同年9月2日、労働党・キリ民連立政権である第二次ドレース(Willem Drees)内閣が発足したが、この労働党とキリ民の人民党間の綱引きから、外相ガリベラルのスティッケル(Dirk Stikker)から非政党人であるバイエンに交代した⁽⁵¹⁾。バイエンの外相就任は政党間の取引の結果であり、偶然の産物であった。

1897年にユトレヒトで生まれたバイエンは、オランダ財政省に入省後すぐに頭角を現し、国際ビジネスや金融のポストを渡り歩いた実務畑の人物だった。戦間期にフィリップス重役、ロッテルダム銀行総裁、国際決済銀行総裁(1937-39)、ユニリーバ社長(1940)を歴任した後、ドイツのオランダ侵攻後、ロンドンのオランダ亡命政府で経済顧問を務め、48年よりIMFおよび世界銀行オランダ代表を務めた⁽⁵²⁾。国際金融の舞台を渡り歩いたバイエン

が外務大臣に就任する前にヨーロッパ統合について発言したことは少なくとも二回ある。第一には、自由フランスの機関誌「自由フランス」の第一号に、戦後欧州経済の再建に関して国際的信用貸付制度を整備するために欧州大の国際通貨機構の設立を要望したこと（Brouwer, 2008: 261）、第二に、オランダ亡命政府の経済顧問を務めていた時にまとめた戦後国際経済協調に関する報告書において、地域統合による経済協調がもっとも効果的であり、地域的な共通の利益を元に関税障壁の撤廃と自由貿易の推進を一定の地域の枠組みのなかで行うことが望ましいという考えを打ち出したことである（Weenink, 2005: 230）。特に後者においてバイエンは、地域的経済協力において、利害調整のために各国の主権が一定程度制限されることは当然という態度をとっていた（Weenink, 2005: 231）。この大戦期におけるバイエンの経済統合の意味づけは、これが六カ国の枠組みの文脈におかれた時、共同市場路線がなぜ登場したのかについて、多くの示唆を与えていると言えるだろう。

バイエンは外相就任後、統合への積極的な姿勢を打ち出していくが、彼の経済統合重視の志向は、助言委員会における方向性と合致していた。助言委員会は、統合の推進のためには政治領域のみならず、強力で実質的な経済統合の基盤が不可欠と当初から考えていた⁽⁵³⁾。この議論をリードしていたのが、当時外務省経済局局長だったファン・デル・ブーゲル（Ernst van der Beugel）だった。ファン・デル・ブーゲルは、10月5日にまとめた覚書のなかで、助言委員会の議論が、憲法委員会で進む政治制度議論に対して、経済領域の議論の充実と、共同体的な通商政策（関税同盟、市場の統合）の実現したうえで政治機構を設立することを議論していることを記している⁽⁵⁴⁾。

EPCに経済統合の波を入れ、関税同盟を設立しようとするバイエン構想は、11月から12月にかけて、助言委員会でより集中的に審議された（Harryvan, 2009）。助言委員会では、実はバイエンの関税同盟論に対して他省庁から反対意見も出された。しかも、首相のドレース自身、六カ国での

「幻のヨーロッパ」?

政治統合は失敗に終わることを断言し、統合に懐疑的な姿勢を示した。これに対して、バイエンを助けたのは、同時期に農業統合を実現させようとブルー・ヴェール交渉を主導していた農相のマンズホルト (Sicco Mansholt) だった。マンズホルトは、既にオランダは統合に乗り出しており、いまさらその道を引き返せないのだ、と主張した。ドレースは、関税同盟の設立はオランダの EPC 参加の最低かつ絶対条件であり、それが達成できない場合は内閣を辞職する、と言う (Griffiths, 1985: 14-15)。マンズホルトは、全般的統合を進めるバイエンの手法に対しては不満だったが、マンズホルトが望む農業統合は既に袋小路に入っており、統合の停滞を脱するためには、バイエンの新しい手法での統合の活性化を認めざるを得なかったのである⁽⁵⁵⁾。

こうして、52年12月11日、バイエンは六カ国外相に EPC 交渉において経済統合の実現を議事日程に入れることを訴える覚書を提出した (遠藤編, 2009: 278-81)。経済統合にむけた覚書の具体的な提案としては、(1)関税障壁の撤廃による関税同盟の実現、(2)関連措置の検討、(3)例外条項の整備、の三点だった。この当時、EPC の議論はまだ憲法委員会の手にあり、外相達が議論を直接する段階ではなかった。その段階にあって憲法委員会では概論的にしか触れられていない経済統合の必要性を訴えたことは、憲法委員会の後に始まる外相レベルでの議論において、経済統合の実現に向けた取り組みを確固たるものへと導くものだった。

とはいえ、バイエン構想は、経済統合が必要と言いつつ、実際の所、最初の52年12月に他国に提示された第一案はまだ十分に練り切られたものではなかった。第一案においては「共同市場」という用語も文中で使われず、具体的措置の提案に乏しい、あくまで域内関税の撤廃を主張するものに留まっていた。事実、共同市場の設立を明記するのは、53年2月14日付の第二案を待たねばならない。

この第一案は、憲法委員会においても取り上げられた。ただこの段階にあっ

ては、バイエン提案は否定的に受け止められた。というのも、一方においては、野心的な連邦主義者の目から見れば不十分な内容に留まり、他方で第一案の内容の具体性の乏しさゆえに EPC の反対者にさらなる批判材料を提供するとも考えられたからである⁽⁵⁶⁾。

さらにバイエン提案に対しては、オランダ政府内部でのより詳細な検討の結果、共同市場の設立のためには関税障壁の撤廃のみならず、通貨・社会政策の調和化も必要であると自己批判もされることとなる (Griffiths, 1985: 13)。通貨・社会政策の調和化をオランダ自身が受け入れることには、まだ国内的な躊躇があったのである。このような調和化は国内の社会経済政策に変更を余儀なくする。その変更がオランダ経済にとってどの程度許容できる影響をもたらすかは不明だった。それほどまでに、経済統合は一国の経済に深く影響するものであり、EPC の議論は制度的な側面のみならず、社会経済的な側面、すなわち加盟国国民の生活に関わるより根深い問題に触れるものに変容しつつあったのである。

(以下、続く。)

《注》

- (1) 実際、日本において最も先駆的な EPC に関する研究は、黒神の制度的分析だが、そこに込められた EPC の規範的意味は、書籍の題名に端的に現れている (黒神, 1981 年)。
- (2) グリフィスがミルワードと連名で発表した論文は EPC に関する最初の実証論文の一つであるが、分析の大半はオランダの政策について当てられ、EPC における他の主要なアクターと当時における統合史そのものへの位置づけについての分析を欠いているきらいがある (Griffiths & Milward, 1985)。また小島による研究は、EPC における共同市場交渉について光を当てた先駆的研究だが、この問題について各国の認識・態度についての分析を欠いているため、失敗に終わる共同市場交渉の内在的な分析に欠いているきらいがある (小島, 1995)。

「幻のヨーロッパ」？

- (3) Note sans titre, 7 janvier 1953. MAE, DECE 1945-1960, Vol. 578. n. 16-26.
- (4) 特に近年、西欧のキリスト教民主主義政党間ネットワークが初期欧州統合に
対して果たした役割がクローズアップされている (Kaiser, 2007, 高津, 2012 ;
板橋, 2012)。とりわけ、西独、フランス、オランダ、イタリア、ベルギー、
オーストリア、スイスのキリスト教民主主義政党の指導者による秘密会合、い
わゆるジュネーブサークルの存在の重要性が近年指摘され、西ドイツが建国以
前から西欧諸国の指導者とフランクに外交問題について意見交換を重ねていた
事実が明らかになっている。欧州政治共同体に関する議論もそこでは取り上げ
られ、政治共同体が少なくともシューマンが外相だった時期にはすんなりと政
治統合に関する問題が政府レベルの議論でも受け入れられたのは、そのような
「根回し」を受けてのものだったと思われる。ただし 1947 年から始まったジュ
ネーブサークルは、50 年を過ぎると急速に重要性を落として行ったように思
われる。とはいえ、ジュネーブサークルおよびキリスト教民主主義のネットワ
ーク内での議論については、史料的な制約もあり、本論文ではこれらの会合とネッ
トワークがどの程度政治共同体の成立に影響を与えたのかについては、踏み込
んだ検討を行うことはできなかった。なお、連邦主義運動に関しては (Vay-
ssière, 2006; Duchene & Dumoulin, 2012) を参照されたい。
- (5) スピネリについては、プレダおよび八十田の研究を参照のこと (Preda,
2003 ; 八十田, 2003)。
- (6) Requête relative à l'élaboration d'un Pacte fédéral (29-31 octobre 1949).
ENA, http://www.cvce.eu/obj/Requete_relative_a_l_elaboration_d_un_Pacte_federal_29_31_octobre_1949-frcf7b4f67-58ed-4a06-ad4f-ea0a8ced20d0.html (以下、URL は全て 2012 年 10 月 30 日最終アクセス)
- (7) Rapport sur le requête d'une Assemblée Européenne pour le Pacte
d'Union Fédérale. HAEU, AS, 13.
- (8) AAPD, 1951. p. 536.
- (9) AAPD, 1951, p. 623.
- (10) AAPD, 1951, N. 188.
- (11) Discours de Robert Schuman devant le Conseil de l'Europe (Strasbourg,
10 décembre 1951). ENA, http://www.cvce.eu/obj/Discours_de_Robert_Schuman_devant_le_Conseil_de_l_Europe_Strasbourg_10_decembre_1951-fr-91573e99-1c69-40d5-867e-19e3d706d167.html
- (12) Aide-mémoire du gouvernement du Royaume-Uni (19 mars 1952).
<http://www.cvce.eu/viewer/-/content/76fe825f-7afd-4e2f-8321-5f4d3bdba17c/fr>。なお、イーデン・プランの内容は 2 月 15 日に作成が完了していた (細

- 谷, 2005: 113)。
- (13) これを定式化したのがEU=NATO=CE体制である。すなわち、経済統合を中核とするヨーロッパ共同体(EU)と、安全保障を中核とする米欧組織の大西洋同盟(NATO)と、そして政治共同体性を消失する欧州審議会(CE)が人権法の守護者として文明のゲートキーパーの役割を獲得するという、この三次元における相互依存関係が、戦後のヨーロッパ秩序として成立した(遠藤編, 2008)。
- (14) Resolution 14. http://assembly.coe.int/ASP/Doc/ATListingDetails_E.asp?ATID=2334
- (15) Décision du Conseil des Ministres français (Paris, 25 juin 1952). ENA, http://www.cvce.eu/obj/Decision_du_Conseil_des_Ministres_francais_Paris_25_juin_1952-fr-084ad9e9-9f1c-4080-9707-6de5decab16c.html
- (16) Projet de Memorandum de M. Robert Schuman à Mr. Eden, 11/7/52. HAEU, PU, 42.
- (17) P[ierre] U[ri], Projet de note, 18/7/1952. HAEU, PU, 42.
- (18) *Ibid.*
- (19) Proposition franco-italienne, *BDFD-I*, pp. 257-258.
- (20) PU, Mémorandum à M. le Président Robert Schuman, le 9 juillet 1952. HAEU, PU, Vol. 44.
- (21) 遠藤編, 2009: 277-9 頁のテキスト参考。
- (22) ドゥウースはリエージュ大学教授でベルギー社会党に所属の熱烈なヨーロッパ主義者であり、後述するベルギー政府の欧州検討委員会においても重要な役割を果たした。ドゥウースの政治統合観については(Carlier, 1993)を参照のこと。
- (23) ただし、憲法委員会における争点が政府間協議での争点で有り続けた要因としてひとつ指摘しなければならないのは、52年10月23日にアドホック議会に加盟国外相から提出された「質問票 Fragebogen」の存在である。これは、六カ国外相が憲法委員会に対する質問と言う形で、憲法委員会において討議すべき論点を要請したものである。それゆえ、憲法委員会の議論は、加盟国政府が強く関心を持つ主題に拘束され、その文脈上で議論を行うこととなる。この意味で、憲法委員会の議論は政府間協議の議論と繋がっていたのはある意味で当然だった。なお、この質問票の作成は、西独のイニシアティブの下で行われ、EPCがECSC・EDC以外の領域に乗り出すこと、すなわちEPCに配分される権限の幅に多くの関心を寄せる内容になった。Procès-Verbal de la réunion des délégués chargés d'élaborer le questionnaire à soumettre à l'Assem-

「幻のヨーロッパ」？

- blée en exécution de la décision du Conseil du 10 septembre 1952. PAAA, B 10, Nr. 853.
- (24) Extrait du “Soir” du 8 octobre 1952 concernant les travaux du groupe de travail de l’Assemblée préconstituante. Bruxelles 6/7. 10. 1952. PAAA, B 10, Nr. 853.
- (25) Rapport sur le plan de travail de la Commission constitutionnelle présenté par F. Dehousse, sénateur, au nom du Groupe de Travail temporaire de la deuxième session de la Commission constitutionnelle de l’Assemblée « Ad Hoc », Bruxelles, le 13 octobre 1952, in *DDB*, No. 21.
- (26) Note sur les travaux de la Commission constitutionnelle pour la Communauté politique européenne, Paris, le 20 décembre 1952, in *DDB*, No. 30, p. 96.
- (27) *Ibid.*
- (28) « Lettre de Jean Monnet à Robert Schuman, Luxembourg, le 6 janvier 1953 », in *Jean Monnet — Robert Schuman, Correspondance, 1947–1953*, Fondation Jean Monnet pour Europe et Centre de recherches européennes, Lausanne, 1986, pp. 158–9.
- (29) コールセトの通史では、戦間期におけるベルギーのヨーロッパ主義は、47年に大西洋主義によって「誘拐」されたと記している (Coolsaet, 2002: 100)。
- (30) ベルギーにおける植民地とEPCとの関連については、デシャンの論稿を参考のこと (Deschamps, 2009)。
- (31) Arrêté ministériel instituant une Commission d’études européennes. Bruxelles, le 22 juin 1952. HAEU, FD, Vol. 95.
- (32) ドゥ・ラ・ヴァレ＝プサンはカトリック社会党所属の政治家で、ヨーロッパ運動に参加し同ベルギー支部長を務めたほか、LECEにも参加し、59年以降はモネが設立した「欧州合衆国のための行動委員会」の一員となるなど欧州統合に深くコミットした。経歴については個人文書の解説参照。http://www.uclouvain.be/cps/ucl/doc/gehec/documents/Serie_A_de_la_Vallee_Poussin.pdf
- (33) Lettre de M. Léon Cornil à Fernand Dehousse, Bruxelles, le 4 juillet 1952; Lettre de M. le Secrétaire adjoint de la Commission à Fernand Dehousse, le 8 juillet 1952. HAEU, FD, Vol. 95. 登場する政治家の経歴は以下の通り。デ・スクライフェル：47年から49年までキリスト教社会党の党首。ジョン：自由党所属、戦前期と49年から50年にかけて上院議長。カミュ：LECEに参加していた銀行家。ハイマン：キリスト教社会党所属、20年代に

労働相、当時下院副議長。ロラン：社会党所属、ジョンの前の47年から49年まで上院議長、その後60年代末に欧州人権裁判所の所長。ヴィニ：キリスト教社会党所属、50年まで植民地相、50年代末から60年代にかけて外相や法相等を歴任。ファン・ゼラントと近しく、またドゥウース同様憲法委員会にも参加。

- (34) Commission d'études européennes, « Avant-Projet de rapport par le sénateur E. de la Vallé Poussin », Bruxelles, le 8 novembre 1952. HAEU, FD, Vol. 95.
- (35) « Deuxième-avant projet de rapport de la Commission d'Etudes européennes », E. de la Vallée-Poussin. Bruxelles, le 8 décembre 1952, in *DDB*, no. 28.
- (36) Compte-rendu de la réunion plénière de la Commission d'Etudes européennes, B. Z./A. E., 14.603, Bruxelles, le 1^{er} décembre 1952. in *DDB*, no. 27.
- (37) Compte-rendu de la réunion plénière de la Commission d'Etudes européennes, rédigé par le Secrétariat de la Commission, B. Z./A. E., 14.603, Bruxelles, le 15 décembre 1952. in *DDB*, no. 29, pp. 94-5.
- (38) ただし、スパークが反対していた加盟国代表が政府の一員から任命されるという点は、変更のないままだった。
- (39) Commission d'études européennes, « Avant-Projet de rapport par le sénateur E. de la Vallé Poussin », p. 14.
- (40) Commission d'études européennes, le 28 juillet 1952. Projet de rapport de M. Camu pour la session 2. « La formation d'un marché commun entre divers pays européens exigences économiques — incidences politiques ». EUI. FD, 95.
- (41) Commission d'études européennes, « Réunion tenue au Ministère des Affaires Etrangères, le 26 juin 1952, à 9h45 ». HAEU, FD, Vol. 95.
- (42) *DDB*, pp. 72-3.
- (43) *DDB*, pp. 72-3.
- (44) Ministère des Affaires Etrangères et du Commerce extérieur, Commission d'études européennes, N° P. III/E. 116/53/465, Bruxelles, le 15 avril 1953. Texte définitif. « Rapport de la Commission d'études européennes ». HAEU, FD, Vol. 95.
- (45) Texte définitif. « Rapport de la Commission d'études européennes ». p. 16; p. 18
- (46) Texte définitif. « Rapport de la Commission d'études européennes ». p.

「幻のヨーロッパ」？

18; p. 10

- (47) Annexe au rapport, « Déclaration de M. Henri ROLIN », le 18 mars 1953. HAEU, FD, Vol. 95.
- (48) Paul van Zeeland au Roi Baudouin I^{er}, « Note sur quelques aspects d'une éventuelle Communauté politique européenne » Bruxelles, le 4 janvier 1954. UCL, Papiers van Zeeland, N° 699.
- (49) ファン・ゼーラントについては、小島 2007 第 3 章、および Dejeardin & Dumoulin, 1998 を参照されたい。
- (50) Instelling Staatscommissie tot bestudering vraagstukken betr. Europese integratie. 10 Juli 1952, 70308. ARA, MBZ, Nr. 22913.
- (51) なお、同政権には、人民党のリュンスが外務担当閣外相として入閣しており、リュンスは旧植民地問題担当、バイエンはそれ以外のヨーロッパ・国際問題一般担当という役割分担がなされた。
- (52) バイエンの経歴については、オランダ外交史家ケルステンによって執筆されたオンライン上の簡潔なページが参照になる。 <http://www.historici.nl/Onderzoek/Projecten/BWN/lemmata/bwn2/beijen>
- (53) Nota. Schets vaneen opset voor een Integratie. s.d. ARA, MBZ, Nr. 22917.
- (54) Nota. “Kantteneningen bij de inleidende Nota der Advies-Commissie inzake de vestiging einer Europese politiek Gemeenschap, betreffende de aan deze onderneming eigen problemakiek”. van der Beugel, 5-10-1952. ARA, MBZ, Nr. 22917.
- (55) *Enkele problemen van de Europese Landbouwingegratie*. Rede Mansholt in de gewone algemene vergadering van de Cooperatieve Vereniging u.a. Centrale der Nederlandse Verbruikcooperaties op Donderdag 25 Juni 1953 te Amsterdam. IISG, Mansholt, 89.
- (56) Lettre de Jacques van Helmond, « Commission constitutionnelle de l'Ass ad hoc. Chargé d'élaborer un projet de traité instituant une Communauté politique européenne, Paris, le 4 février 1953 ». AN, CARAN, 74 AP 51.

参考文献

1. 一次史料

MAE (フランス外務省)

Direction Economique

- Coopération Economique, 577, 578, 579
Papier Directeurs Olivier Wormser, 24, 25
Secretariat Général, 31
Cabinet du Ministre, 136, 137
AN, CARAN (フランス国立文書館)
AP Bidault, 38, 39, 40
AP Reynaud, 51, 52, 55
HAEU (欧州共同体歴史文書館)
AS [Altiero Spinelli], 13, 15
FD [Fernand Dehousse], 95
PU [Pierre Uri], 42, 44, 45
PAAA (ドイツ外務省)
B 2 (200), 8, 9
NL Ophüls, 52
BAK (ドイツ連邦文書館)
B 102, 11408, 11409, 11418, 11419
B 136, 3597, 3598
NL Blankenhorn
ULC (ルーヴェン・ラ・ヌーブ大学附属文書館)
Papiers Paul van Zeeland
ARA (オランダ国立文書館)
MBZ (外務省), 1945-1955, Nr. 22913-22924
MEZ (経済省), 578, 579
The National Archives,
FO, 371/105999

2. 史料集・回顧録

- Herausgegeben im Auftrag des Auswärtigen Amts vom Institut für
Zeitgeschichte, 1999, *Akten zur Auswärtigen Politik der Bundesrepublik
Deutschland 1951*, München, Oldenbourg. (文中AAPD, 1951と略記)
Herausgegeben im Auftrag des Auswärtigen Amts vom Institut für
Zeitgeschichte, 1999, *Akten zur Auswärtigen Politik der Bundesrepublik
Deutschland 1952*, München, Oldenbourg. (文中AAPD, 1952と略記)
Herausgegeben im Auftrag des Auswärtigen Amts vom Institut für
Zeitgeschichte, 1999, *Akten zur Auswärtigen Politik der Bundesrepublik*

- Deutschland 1953*, München, Oldenbourg. (文中 *AAPD*, 1953 と略記)
- Blankenhorn, Herbert, 1980, *Verständnis und Verständigung. Blätter eines politischen Tagebuchs 1949 bis 1979*, Frankfurt a. M., Propyläen.
- Kaiser, Wolfram & Gehler, Michael, 2004, *Transnationale Parteienkooperation der europäischen Christdemokraten. Dokumente 1945-1965 / Coopération transnationale des partis démocrates-chrétiens en Europe 1945-1965*, München, Sauer.
- Lappenküper, Ulrich (Bearb.) 1997, *Die Bundesrepublik Deutschland und Frankreich : Dokumente 1949-1963, Bd. I, Außenpolitik und Diplomatie*, München, K. G. Sauer. (文中 *BDFD-I* と略記)
- Linthorst Homan, Johan, 1974, "Wat zift ghij voor een vent". *Levensherinneringen van Mr. J. Linthorst Homan*, Assen, Van Gorcum.
- Massigli, René, 1978, *Une comédie des erreurs 1943-1956. Souvenir et réflexions sur une étape de la construction européenne*, Paris, Plon.
- Müller-Armack, Alfred, 1971, *Auf dem Weg nach Europa. Erinnerungen und Ausblicke*, Tübingen, Peoschel.
- Peemans, Françoise (sous la dir.), 2009, *Documents diplomatiques belges 1941-1960. De l'indépendance à l'interdépendance. Tome V. L'Europe : L'intégration politique*, Bruxelles, Académie royale des Sciences des Lettres et des Beaux-Arts de Belgique. (文中 *DDB* と略記)
- Spinelli, Altiero, 1989, *Diario europeo 1948-1969*, Bologna, il Mulino.
- Wilkens, Andreas (Bearb.) 1997, *Die Bundesrepublik Deutschland und Frankreich : Dokumente 1949-1963, Bd. I, Wirtschaft*, München, K. G. Sauer. (文中 *BDFD-II* と略記)

3. 論文

- Bossuat, Gérard, 1993, « La vraie nature de la politique européenne de la France (1950-1957) », in Gibert Trausch (Hg.), *Die Europäische Integration vom Schuman-Plan bis zu den Verträgen von Rom*, Baden-Baden, Nomos, pp. 191-230.
- Brouwer, Jan-Willem 2008, „Jan-Willem Beyen, Européen sur le tard“, in Sylvain Schirmann (dir.), *Robert Schuman et les Pères de l'Europe. Cultures politiques et années de formation*, Bruxelles, Peter Lang, 257-267.
- Cardozo, Rita, 1987, "The Project for a Political Community (1952-54)", in Roy Price (ed.), *The Dynamics of European Union*, London, Croom Helm, pp.

49-77.

- Carlier, Philippe, 1993, "Fernand Dehousse et le projet d'Union Politique", in Gibert Trausch (Hg.), *Die Europäische Integration vom Schuman-Plan bis zu den Verträgen von Rom*, Baden-Baden, Nomos, pp. 365-377.
- Coolsaet, Rik, 2002, *La politique extérieure de la Belgique. Au cœur de l'Europe, le poids d'une petite puissance*, DeBoeck Université, Bruxelles.
- Deschamps, Etienne, 2009, « L'Afrique belge et le projet de Communauté politique européenne (1952-1954) », in Eric Remacle, Pascaline Winand (dir.), *America-Europe-Africa, 1945-1973*, Bruxelles, Peter Lang, pp. 307-323.
- Duchenne, Geneviève & Dumoulin, Michel (dir.) 2012, *Généralistes européens depuis le XIXe siècle. Individus, groupes, espaces et réseaux*, Bruxelles, Peter Lang.
- Dujardin, Vincent, Michel Dumoulin, 1997, *Paul Van Zeeland, 1893-1973*, Bruxelles, Racine.
- Dumoulin, Michel, 1993, « Les paradoxes de la politique belge en matière de Communauté Politique Européenne (septembre 1952-juin 1954) », in Gibert Trausch (Hg.), *Die Europäische Integration vom Schuman-Plan bis zu den Verträgen von Rom*, Baden-Baden, Nomos, pp. 349-363.
- Dumoulin, Michel & Dutrieue, Anne-Myriam 1993, *La Ligue Européenne de Coopération Economique (1946-1981). Un groupe d'étude et de pression dans la construction européenne*, Bruxelles, Peter Lang.
- Griffiths, Richard T. & Milward, Alan S. 1985, *The Beyen Plan and the European Political Community*, EUI Working Paper, No. 85/199.
- Griffiths, Richard T., 2000, *Europe's First Constitution. The European Political Community, 1952-1954*, London, Federal Trust.
- Harryvan, A. J., van der Harst, J., Mans, G. MV., Kersten, A. E., 1993, "Dutch Attitude towards European military, political and economic integration (1950-1954)", in Gilbert Trausch (Hg.), *Die Europäische Integration vom Schuman-Plan bis zu den Verträgen von Rom*, Baden-Baden, Nomos.
- Harryvan, Anjo G. 2009, *In Pursuit of Influence. The Netherlands European Policy during the Formative Years of the European Union, 1952-1973*, Bruxelles, Peter Lang.
- Harryvan Anjo G. & van der Harst, Jan, 2011, *Max Kohnstamm. A European's Life and Work*, Baden-Baden, Nomos.

「EUのヨーロッパ」?

- Kaiser, Wolfram, 2007, *Christian Democracy and the Origins of European Union*, Cambridge, Cambridge University Press.
- Küsters, Hanns Jürgen, 1993, „Zwischen Vormacht und Schlagfall. Das Projekt der Europäischen Politischen Gemeinschaft und die Haltung der Bundesrepublik Deutschland (1951-1954)“, in Gibert Trausch (Hg.), *Die Europäische Integration vom Schuman-Plan bis zu den Verträgen von Rom*, Baden-Baden, Nomos, pp. 259-293.
- Pistone, Sergio, 1993, “Il ruolo di Altiero Spinelli nella genesi dell’art. 38 della Comunità Europea di Deifesa de del progetto di Comunità Politica Europea”, in Gibert Trausch (Hg.), *Die Europäische Integration vom Schuman-Plan bis zu den Verträgen von Rom*, Baden-Baden, Nomos, pp. 393-414.
- Pistone, Sergio, 2008, *The Union of European Federalists. From the Foundation to the Decision on Direct Election of the European Parliament (1946-1974)*, Milano, Guiffre Editore.
- Preda, Daniela, 1994, *Sulla soglia dell’unione: la vicenda della Comunità politica europea (1952-1954)*, Milano, Jaca book.
- Preda, Daniela, 2003, «De Gasperi, Spinelli et le projet de communauté politique européenne », in Gérard Bossuat (dir.), *Inventer l’Europe. Histoire nouvelle des groupes d’influecne et des acteur de l’unité européenne*, Bruxelles, Peter Lang, pp. 341-353.
- Réveillard, Christophe, 2001, *Les premières tentatives de construction d’une Europe fédérale: des projets de la Résistance au traité de C. E. D. (1940-1954)*, Paris, François-Xavier de Guibert.
- Rifflet, Raymond, 1958, *La Communauté Politique Européenne*, Bruxelles, Conseil belge du Mouvement européen.
- Van Merriënboer, Johan, 2011, *Mansholt. A Biography*, Bruxelles, P. I. E. Peter Lang.
- Vayssière, Bertrand, 2006, *Vers une Europe fédérale? Les espoires et les actions fédéralistes au sortir de la Seconde Guerre mondiale*, Bruxelles, Peter Lang.
- Weenink, W. H, 2005, *Bankier van de wereld. Bouwer van Europa. Johan Willem Beyen 1897-1976*, Amsterdam, Prometheus.

板橋拓己 (2012) 「〈西洋の救済〉(1) — キリスト教民主主義・保守勢力とヨーロッパ統合, 1925-1965年 —」『成蹊法学』第77号。

- 遠藤乾編（2008）『ヨーロッパ統合史』，名古屋大学出版会。
- 遠藤乾編（2009）『原典 ヨーロッパ統合史：史料と解説』，名古屋大学出版会。
- 川嶋周一（2011）「もう一つの「正史」：農業統合の系譜とブル・ヴェール交渉，1948-1954年」遠藤乾，板橋拓己編『複数のヨーロッパ：欧州統合史のフロンティア』，北海道大学出版会。
- 小島健（1995）「1950年代前半西ヨーロッパにおける共同市場構想——ヨーロッパ政治共同体設立計画を中心に——」『修道商学』（第35巻，第2号），197-223頁（同著者（2007）『欧州建設とベルギー：統合の社会経済史的研究』（日本経済評論社）第7章に再録）。
- 黒田友哉（2011）「ヨーロッパ統合の裏側で——脱植民地化のなかのユーラフリック構想」遠藤乾，板橋拓己編『複数のヨーロッパ：欧州統合史のフロンティア』，北海道大学出版会。
- 黒神聡（1981）『1953・3・10 欧州政治共同体構想——EC 政治統合の一つの指標』，成文堂。
- 高津智子（2012）『欧州統合初期におけるキリスト教民主主義のトランスナショナル・ネットワーク』九州大学大学院人文科学府提出修士論文。
- 細谷雄一（2005）『外交による平和：アンソニー・イーデンと二十世紀の国際政治』，有斐閣。
- 八十田博人（2003）「アルティエロ・スピネッリ：欧州連邦主義運動の指導者」『日伊文化研究』第41号，45-54頁。